

重要

日薬業発第 471 号  
令和 2 年 3 月 14 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 田尻 泰典

医療機関向けマスクの医療機関等への配布について（至急）

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、昨日、厚生労働省医政局経済課より都道府県衛生主管部（局）宛て連絡がありましたのでお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第 2 弾（令和 2 年 3 月 10 日、新型コロナウイルス感染症対策本部）については、令和 2 年 3 月 11 日付け日薬総発第 11 号にてお知らせしたところであり、医療機関向けのマスクについては、1,500 万枚を国が購入・確保し、地方公共団体などを經由して必要な医療機関に対して優先配布を行うこととなりました。

今般、医療機関向けのマスクの医療機関や薬局への優先配布の仕組みが整理されました。具体的には、各都道府県における備蓄状況及び人口を勘案して按分の上、国が送付量を決定し、今週末に医政局経済課より発送作業を行うとのことです（3 月 16 日（月）から順次、各都道府県に到着する見込み）。医療機関等へマスクを提供する際の目安としては、①感染症指定医療機関等を優先、②重症度が高い患者が入院するなどの病院を優先、③在庫の不足の程度（何日分の在庫があるか）など個別のニーズについて、緊急性が高い医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）を優先、④その他特別の事由がある場合は当該医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）を優先（介護施設等については、必要な医療機関に十分配布した上で、各都道府県の判断で配布することは差し支えない）という考え方を基本として判断することとされています。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会におかれましては、各薬局における状況を把握の上、都道府県との調整をしていただけますよう、宜しく御願い申し上げます。

事務連絡  
令和2年3月13日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局経済課  
（マスク等物資対策班）

### 医療機関向けマスクの医療機関等への配布について

令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策―第2弾―」（新型コロナウイルス感染症対策本部）（以下「緊急対策第2弾」という。）において、医療機関向けのマスクについて、1,500万枚を国が購入して確保し、地方公共団体などを経由して、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行うこととされております。また、当該優先配布を行う仕組みを継続することで、マスク不足によって医療現場に支障が生じないように万全を期すこととされております。

これを踏まえ、下記のように医療機関向けマスクの医療機関等への優先配布の仕組みについて整理いたしましたので、都道府県におかれましてはご対応いただけるようよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 国から都道府県へのマスクの送付について

- 国から都道府県に送付するマスクについては、各都道府県における備蓄状況及び人口を勘案して按分し、送付量を決定いたします。
- まずは、可能な限り早く医療機関等に送付する必要があることから、各省庁の機関が保有するマスクの一部（約250万枚を予定）について、週末に当方において発送作業を行いますので、3月16日（月）には各都道府県に到着することが見込まれます。3月18日（水）までの医療機関等への提供をよろしくお願いいたします。送付量の概数はご連絡させていただいておりますが、確定枚数は、別途ご連絡いたします。

- その後、メーカーからの納入状況に応じ、各都道府県の備蓄状況や管内の新型コロナウイルスの感染状況等を勘案し、順次、都道府県に送付いたします。送付する日程及び送付量については、あらかじめ、ご連絡いたしますが、都道府県に到着次第、速やかに送付いただければと考えております。その詳細は追ってご連絡いたします。

## 2 都道府県から医療機関等へのマスクの提供について

- 都道府県から貴管下の医療機関等にマスクを提供する際の目安は、以下の考え方を基本としてご判断いただき、国から都道府県に送付する日程にもよりますが、年度内の速やかな配布をお願いいたします。
  - ① 感染症指定医療機関等<sup>\*1</sup>を優先（特に「医療用マスクの安定供給スキーム」による優先供給対象の医療機関）
  - ② 重症度が高い患者が入院する等の病院（救急受入件数、ICU保有、特定機能病院等を考慮）を優先
  - ③ 在庫の不足の程度（何日分の在庫があるか）など個別のニーズについて、緊急性が高い医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）を優先
  - ④ その他特別の事由がある場合は当該医療機関等（病院、診療所、歯科診療所、薬局）を優先
  - ⑤ 介護施設等<sup>\*2</sup>については、必要な医療機関に十分配布した上で、布製マスクの送付<sup>\*3</sup>がなされるまでの状況を勘案し、各都道府県の判断で配布することは差し支えありません

※1 感染症指定医療機関等：①感染症指定医療機関（特定、第一種及び第二種）、②新型インフルエンザ患者入院医療機関の中の協力医療機関、③通知<sup>\*</sup>に基づき、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるための病床を確保した医療機関、④帰国者・接触者外来

※ 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第4号・医政地発0212第1号）

※2 介護施設等：介護施設、障害児・者施設、保育所、家庭的保育事業所、放課後児童クラブ、児童養護施設、幼稚園、認定子ども園、認可外保育施設、保護施設等

※3 緊急対策第2弾において、介護施設等に対して、再利用可能な布製マスクを、国が一括して2,000万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも1人1枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布することとしている。

- 都道府県からの配布に当たっては、管下市町村における状況等の意見を聴くなど、情報共有に努めていただくようお願いいたします。
- なお、都道府県の備蓄量についてはこれまで定期的に調査させていただいております。都道府県間で備蓄量に差があることから、備蓄量の多い都道府県においては、他の都道府県に融通していただくことも検討いただけるようお願いいたします。

### 3 その他

- 都道府県から医療機関等に配布した実績については、医療機関等の状況を国としても把握する必要があるため、週2回、別紙様式に必要事項を記載の上、報告をお願いいたします。
- 都道府県における事務に要する費用（人件費や郵送費等）については、国で財政措置をします。詳細については、別途、ご連絡いたします。

担当者連絡先 マスク等物資対策班（サージカル担当）

TEL 03(5253)1111 内線8111、8112

03(3595)3454（夜間直通）

MAIL : [haihuiisseki@mhlw.go.jp](mailto:haihuiisseki@mhlw.go.jp)



